

## ○御嵩町契約規則

昭和39年12月19日

規則第7号

改正 昭和41年5月25日規則第9号  
昭和42年7月4日規則第6号  
昭和48年3月31日規則第6号  
昭和48年11月15日規則第20号  
昭和57年10月1日規則第20号  
昭和61年5月13日規則第20号  
昭和63年10月5日規則第23号  
平成7年10月31日規則第16号  
平成9年10月1日規則第21号  
平成11年9月1日規則第23号  
平成12年3月30日規則第29号  
平成16年12月28日規則第25号  
平成17年11月8日規則第33号  
平成18年3月31日規則第13号  
平成19年3月30日規則第20号  
平成20年10月29日規則第45号  
平成22年11月22日規則第38号  
平成26年1月9日規則第1号  
平成27年9月25日規則第18号  
平成30年12月21日規則第29号  
令和2年2月26日規則第6号

注 平成11年9月から改正経過を注記した。

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 町長又は町長から契約の締結を委任された者(以下「契約担当者」という。)の契約事務の取扱いその他契約に関する事務については、法令、条例及び他の規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(翌年度以降にわたる契約)

第1条の2 契約担当者は、年度内に履行を終わらない契約を締結することができない。ただし、歳入に関する契約及び次に掲げる契約については、この限りでない。

- (1) 継続費、繰越明許費、事故繰越又は債務負担行為に属するもの
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約(平16規則25・追加、平18規則13・平27規則18・一部改正)

### 第2章 一般競争契約

(入札の公告)

第2条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の

6 第 1 項の規定による一般競争入札の公告は、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に御嵩町ホームページ（インターネットで情報発信を行うために御嵩町が開設したものをいう。）、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

（平17規則33・一部改正）

（入札について公告する事項）

第3条 前条の規定により公告する事項は、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時のほか、次に掲げる事項とする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争入札の方法
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札保証金に関する事項
- (5) 契約書作成の要否
- (6) その契約が議会の議決を要するものであるときは、その旨
- (7) その契約が令第167条の10第2項に規定する最低制限価格制を、又は別に定める低入札価格調査制度を採用する場合は、その旨
- (8) 町長が指定するインターネットを利用した入札（以下「電子入札」という。）にあつては、入札書の送付先及び到着期限日時
- (9) インターネットを利用して公有財産の売払いを行うシステム（以下「公有財産売却システム」という。）による一般競争入札にあつては、入札期間及び開札の日時
- (10) 前各号に掲げるもののほか、契約担当者において必要と認める事項  
（平16規則25・平17規則33・平27規則18・平30規則29・一部改正）

（入札保証金の額等）

第4条 令第167条の7第1項に規定する入札保証金の額は、その入札に参加しようとする者の見積る入札金額に100分の5以上で契約担当者が定める率を乗じて得た額とする。ただし、公有財産売却システムによる一般競争入札の場合は、入札保証金を予定価格の100の10以上の額とすることができる。

2 入札保証金の額は、他人に漏らしてはならない。ただし、公有財産売却システムによる入札の場合は、この限りでない。

（平30規則29・一部改正）

（入札保証金の納付の免除）

第5条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に付する場合において、令第167条の5第1項に規定する資格を有する者で過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に

履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、その者が落札者となった場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 契約担当者は、前項第1号の規定により、入札保証金を納めさせないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(平16規則25・平26規則1・一部改正)

(入札保証金に代わる担保)

第6条 令第167条の7第2項の規定により入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、国債及び地方債のほか、次に掲げるものとする。

(1) 無記名の国債又は地方債

(2) 契約担当者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手

(3) 契約担当者が確実と認める金融機関の保証

(4) 公有財産売却システムを管理する事業者の保証

(平11規則23・平16規則25・平30規則29・一部改正)

(小切手の現金化等)

第7条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者が入札保証金の納付に代えて小切手を担保として提供した場合において、契約締結前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、会計管理者に通知し、会計管理者をしてその取立て及び当該取立てに係る現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代える担保の提供を求めなければならない。

(平16規則25・平18規則13・平19規則20・一部改正)

(担保の価値)

第8条 第6条各号に規定する担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

(1) 無記名の国債及び地方債 額面金額（発行価額が額面金額と異なるときは、発行価額）

(2) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額

(3) 契約担当者が確実と認める金融機関の保証 その保証する金額

(4) 公有財産売却システムを管理する事業者の保証 その保証する金額

(平11規則23・平16規則25・平30規則29・一部改正)

(入札保証金の還付等)

第9条 入札保証金（入札保証金に代わる担保を含む。以下同じ。）は、落札決定後に還付する。ただし、落札者に対しては、契約締結後還付する。

2 落札者の入札保証金は、前項ただし書の規定にかかわらず、納付すべき契約保証金の一部又は全部に充当することができる。

(予定価格の作成等)

第10条 契約担当者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕

様書、設計書等によって予定し、その予定価格（令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設けたとき、又は別に定める低入札価格調査基準価格を設けたときは、これらを含む。以下本条及び第19条第2項において同じ。）を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、公有財産売却システムによる一般競争入札にあつては、入札執行前にその予定価格を公表することができる。

- 2 予定価格は、第19条第2項に規定する場合のほか、これを変更しないものとする。

（平16規則25・平30規則29・一部改正）

（予定価格の決定方法）

第11条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

（平11規則23・一部改正）

（入札）

第12条 入札者は、指定の日時に指定の場所において入札しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、入札者に電子入札及び公有財産売却システムによる一般競争入札を行わせることができる。
- 3 電子入札に参加しようとする者は、あらかじめ町長が適当と認める電子認証（以下「電子認証」という。）を受けなければならない。
- 4 代理人が入札する場合は、入札前に契約担当者に委任状を提出しなければならない。
- 5 入札者は、他の入札者の代理人となることができない。
- 6 代理人は、2人以上の入札者を代理することができない。
- 7 電子入札及び公有財産売却システムによる一般競争入札にあつては、代理人による入札を行うことができない。

（平11規則23・平17規則33・平30規則29・一部改正）

（入札書）

第13条 入札は、別に定める書式に準じて作成された入札書により行う。ただし、公有財産売却システムによる一般競争入札にあつては、入札書に代えて当該システムに必要事項を登録させることにより行わせることができる。

- 2 入札書には、入札金額及び指定事項を記入し、記名押印のうえ、封書にし、入札者の氏名を表記しなければならない。
- 3 入札書の記載事項について訂正したときは、訂正印を押さなければならない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、電子入札にあつては、入札者は、入札書を電子的方法により作成し、町長が指定する方法により到着期限日時までに送信しなければならない。

(平16規則25・平17規則33・平30規則29・一部改正)

(無効な入札)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (1) 競争入札参加資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札保証金を免除した場合を除き、定められた額の入札保証金が納付されていないとき。
- (3) 委任状を提出しないで代理人が入札をしたとき。
- (4) 入札書に記名押印のないとき（電子入札の場合は、電子認証を受けていないとき。）、又は記載内容が明らかでないとき。
- (5) 入札書の金額が訂正してあるとき。
- (6) 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。
- (7) 再度の入札で、前回の最低価格又はこれを上回る価格で入札をしたとき。
- (8) 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- (9) 入札に関し、談合等の不正行為があったとき。
- (10) 工事費等内訳書の提出を求めた場合で、同内訳書を提出しなかったとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

(平16規則25・平17規則33・平27規則18・令2規則6・一部改正)

(入札又は開札の中止)

第15条 契約担当者は、天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止することができる。

2 前項の入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

(くじによる落札者決定の場合の措置)

第16条 令第167条の9の規定により、くじにより落札者を決定したときは、契約担当者は、その旨を落札者の入札書に記入し、当該くじを引いた全ての入札者又はこれに代わってくじを引いた職員をして記名押印又は署名させなければならない。ただし、電子入札において電子くじにより落札者を決定したときはこの限りでない。

(令2規則6・一部改正)

(再度入札に参加することができる者)

第17条 令第167条の8第4項の規定による再度入札に参加することができる者は、初度入札に参加したものに限る。

(平26規則1・一部改正)

(最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合の手続)

第18条 契約担当者は、令第167条の10第1項の規定により、落札者を定める必要があると認めるときは、その契約に関し専門的な知識又は技能を有する職員（以下「専門職員」という。）の意見を求めなければならない。

2 専門職員は、前項の規定により、契約担当者から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面によって意見を表示しなければならない。

3 契約担当者は、令第167条の10第1項の規定により落札者を決定したときは、直

ちに、当該落札者及び最低の価格をもって申込みをした者で落札者とならなかった者に必要な通知をするとともに、その他の入札者に対しては適宜の方法により落札の決定があった旨を知らせなければならない。

(再度公告入札の公告期間)

第19条 契約担当者は、入札者若しくは落札者が不在の場合又は落札者が契約を締結しない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第2条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

2 契約担当者は、前項の再度公告入札に付する際、予定価格が適正でないとき、これを変更することができる。

(平27規則18・一部改正)

(せり売り)

第20条 契約担当者は、せり売りをしようとするときは、あらかじめ次の事項を公告しなければならない。

- (1) せり売りの場所及び日時
- (2) せり売りに付すべき物品の種類、数量及び品質
- (3) せり売りの条件を定めたときは、その条件

2 契約担当者は、せり売り終了後せり売り調書を作成し、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 各競売物に対する競落人の氏名及びその申込価額
- (3) その他必要な事項

### 第3章 指名競争契約

(指名競争入札の参加者の資格等)

第21条 指名競争入札に参加しようとする者は、参加資格審査を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請の手續及び令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその審査及び登録については、別に定める。

(平11規則23・全改)

(指名競争入札の参加者の指名)

第22条 契約担当者は、指名競争入札に付そうとするときは、登録された競争入札参加資格者のうちから別に定める基準に従い3人以上の入札者を指名しなければならない。

2 前項の場合においては、第3条に規定する事項(入札に参加する者に必要な資格事項を除く。)をその指名する者に通知しなければならない。

(平16規則25・一部改正)

(一般競争契約に関する規定の準用)

第23条 第4条から第18条までの規定は、指名競争契約の場合にこれを準用する。

### 第4章 随意契約

(随意契約による少額の契約)

第24条 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる

契約の種類に応じ同表右欄に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負	130万円
(2) 財産の買入れ	80万円
(3) 物件の借入れ	40万円
(4) 財産の売払い	30万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

(予定価格の決定)

第24条の2 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第11条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、第27条の規定により契約書の作成を省略する場合は、予定価格を定めないのである。

(平16規則25・一部改正)

(見積書の徴取)

第25条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、2人以上（契約の相手方が特定の者に限定される時その他特別の理由がある場合にあっては1人）の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体と直接に契約しようとするとき。
- (2) 季節がある生産物又は腐敗のおそれがある物件で見積書を徴する暇がないとき。
- (3) 官報その他のもので価格が確定し、見積書を徴する必要がないとき。
- (4) 法令に基づいて価格が定められていることその他の特別の事由により特定価格によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
- (5) 設計金額が、10万円を超えない随意契約で、契約担当者が見積書の徴取を省略しても支障がないと認めるとき。
- (6) 災害、事故その他の偶発的な原因により、緊急に復旧工事をしなければならないとき。

2 見積書には、その内訳明細を付記させなければならない。

(平16規則25・平20規則45・一部改正)

## 第5章 契約の締結

(契約書の作成)

第26条 契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限又は履行期間

- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) 契約不適合責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) 契約の解除
- (13) その他必要な事項  
(令2規則6・一部改正)

(契約書の作成を省略することができる場合)

第27条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 随意契約で、その金額が30万円を超えないとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体と契約するとき。
- (3) せり売りに付するとき。
- (4) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (5) 第1号に規定するもの以外の随意契約について町長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(平16規則25・令2規則6・一部改正)

(請書等の徴取)

第28条 契約担当者は、前条の規定により、契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(平27規則18・一部改正)

(契約保証金の額)

第29条 令第167条の16第1項に規定する契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額とする。

(契約保証金の納付の免除)

第30条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されるとき。
- (2) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (3) 契約の相手方が保険会社との間に本町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (4) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(5) 令第167条の5第1項及び第167条の11第2項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、そのものが過去2年の間に本町と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(6) せり売りに付し、又は随意契約による場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(平11規則23・平26規則1・一部改正)

(契約保証金に代わる担保)

第31条 令第167条の16第2項において準用する令第167条の7第2項の規定により契約保証金の納付に代えて提出させることができる担保は、次に掲げるものとする。

(1) 第6条各号に掲げるもの

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下次条において「保証事業会社」という。)の保証

(平16規則25・全改)

(契約保証金に代わる担保の価値)

第31条の2 保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。

2 第5条第2項、第7条及び第8条の規定は、契約保証金について準用する。

(平16規則25・追加)

(契約保証金の還付)

第32条 契約保証金(契約保証金にかかる担保を含む。以下同じ。)は、契約履行後に還付する。ただし、契約担当者が特に必要と認めるときは、契約による担保義務が終了するまでその全部又は一部を留保する旨の約定をすることを妨げない。

(仮契約の締結)

第33条 契約担当者は、御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第2条の規定により議会の議決に付さなければならない契約を締結しようとする場合には、議会の議決を得たときに本契約として成立する旨を記載した仮契約書により仮契約を締結しなければならない。

## 第6章 契約の履行

(売払代金の完納時期)

第34条 本町の所有に属する財産の売払代金又は交換差金は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、その引渡しの時まで又は移転の登記若しくは登録の時までに、完納させなければならない。

(貸付料の納付時期)

第35条 財産の貸付料は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、前納させなければならない。ただし、貸付時期が6月以上にわたるものについては、分割して定期的に前納させることができる。

(監督職員の一般的職務)

第36条 契約担当者又は契約担当者から監督を命ぜられた職員(以下「監督職員」という。)は、必要があるときは、工事又は製造その他についての請負契約(以下「請負契約」という。)に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし契約の相手方に必要な指示をするものとする。

(平16規則25・一部改正)

(検査職員の一般的職務)

第37条 契約担当者又は契約担当者から検査を命ぜられた職員(以下「検査職員」という。)は、地方自治法第234条の2第1項の規定により検査を行う場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。

(平18規則13・一部改正)

(検査調書の作成)

第38条 検査職員は、請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る納付の完了の確認(納付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う確認を含む。)のための検査を完了したときは、検査調書を作成しなければならない。

(検査調書の作成を省略することができる場合)

第39条 前条の規定にかかわらず、検査職員は、契約金額が50万円未満の契約に係る検査については、検査調書の作成を省略することができる。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。

2 検査職員は、前項の規定により検査調書の作成を省略したときは、当該契約に係る代金の請求書の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、記名押印しなければならない。

(監督又は検査を委託して行った場合の確認)

第40条 契約担当者は、令第167条の15第4項の規定により、本町の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。

(値引き受理)

第41条 契約担当者は、契約の相手方の給付の内容に僅少の不備があっても、契約の性質上支障がないと認めるときは、相当額を減価のうえ、これを受理することができる。

(前金払)

第42条 契約担当者は、令附則第7条の規定により前金払をする旨の約定をすることができる。

2 前項の取扱いについては、別に定めるところによる。

(平12規則29・全改)

(部分払)

第43条 契約担当者は、物件の買入れについてはその既納部分に対する代価の範囲内において、工事その他の請負についてはその既済部分に対する代価の10分の9を超えない範囲において部分払をすることができる。

(平16規則25・全改)

(権利義務の譲渡等)

第44条 契約担当者は、契約の相手方が契約によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは委託し、又は担保に供しようとする場合は、契約担当者の承認を必要とする旨を約定しなければならない。

(履行期限の延長)

第45条 契約担当者は、天災その他契約の相手方の責めに帰することのできない理由により、契約に定めた期間若しくは期限又は期日(以下「履行期限」という。)に履行することができないと認められるときは、契約の相手方の申請により履行期限の延長を承認することができる。

(契約の変更)

第46条 前条の規定により履行期限の延長を承認したとき、その他契約内容を変更すべき事由が生じたときは、契約担当者は速やかに変更契約を締結しなければならない。

(平16規則25・追加、平26規則1・一部改正)

(契約の解除)

第47条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約を解除することができる旨を約定するものとする。

- (1) 履行期限に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく契約履行の着手を延ばしたとき。
- (3) 工事の請負契約にあっては、契約の相手方が建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による営業停止又は同法第29条の規定による許可の取消しを受けたとき。
- (4) 契約の相手方又はその代理人その他契約の相手方の使用人が監督職員の監督又は検査職員の検査を妨げたとき。
- (5) 契約の相手方が、別に定める暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の排除に関する措置の対象となる個人又は法人その他の団体であるとき。
- (6) 前各号のほか、契約の相手方又はその代理人がこの規則又は契約事項に違反したとき。

(平11規則23・一部改正、平16規則25・旧第46条繰下・一部改正、平22規則38・平27規則18・一部改正)

附 則

この規則は、昭和40年1月1日から施行する。

附 則(昭和41年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年規則第6号）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年規則第20号）

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和61年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年規則第21号）

この規則は、平成9年11月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第23号）

この規則は、平成11年9月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第29号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の御嵩町契約規則第43条の規定は、平成12年1月1日から適用する。

附 則（平成16年規則第25号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第13号）抄

（施行期日）

1 平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第20号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第45号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の御嵩町契約規則の規定は、平成20年12月1日以後に見積書を徴収する随意契約について適用し、同日前に見積書を徴収する随意契約については、なお従前の例による。

附 則（平成22年規則第38号）

この規則は、平成22年11月22日から施行する。

附 則（平成26年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第26条第10号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。